

平成31年

第1回市議会定例会 議案第37号

函館市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律附則第2条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の廃止について

函館市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律附則第2条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を廃止する条例を次のように定める。

平成31年2月27日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律附則第2条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を廃止する条例

函館市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律附則第2条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成22年函館市条例第2号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にこの条例による廃止前の函館市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律附則第2条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の適用を受けた工場立地法（昭和34年法律第24号）第6条第1項に規定する特定工場（以下「特例特定工場」という。）において、この条例の施行後に生産施設（同法第4条第1項第1号に規定する生産施設をいう。以下同じ。）の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、函館市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成24年函館市条例第47号）第3条の規定に適合する緑地（同号に規定する緑地をいう。以下同じ。）および環境施設（同号に規定する環境施設をいう。以下同じ。）の面積の算定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める表に規定する式により行うものとする。

(1) 特例特定工場が工場立地に関する準則（平成10年大蔵省，厚生省，農林水産省，通商産業省，運輸省告示第1号。以下「法準則」という。）別表第1の上欄に掲げる1の業種に属する場合 附則別表第1

(2) 特例特定工場が法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する場合 附則別表第2

- 3 前項の規定は、この条例の施行の日から起算して10年を経過した日に、その効力を失う。

附則別表第 1（附則第 2 項関係）

当該生産施設の面積の変更に伴 い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴 い設置する環境施設的面積
$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.05 - \frac{G_0}{S} \right)$ ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.05 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.05S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.05S - G_1$ とし、 $0.05S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.1 - \frac{E_0}{S} \right)$ ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.1 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.1S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.1S - E_1$ とし、 $0.1S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

備考 この表において、次の各号に掲げる記号の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) G 当該変更に伴い設置する緑地の面積
- (2) P 当該変更に係る生産施設的面積
- (3) γ 当該特例特定工場が属する法準則別表第 1 の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合
- (4) G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。第 6 号において同じ。）の面積の合計のうち、この条例の施行後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積
- (5) S 当該特例特定工場の敷地面積
- (6) G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地の面積の合計
- (7) E 当該変更に伴い設置する環境施設的面積
- (8) E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。次号において同じ。）の面積の合計のうち、この条例の施行後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設的面積の合計を超える面積

(9) E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設の面積の合計

附則別表第2（附則第2項関係）

当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積
$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.05 - \frac{G_0}{S} \right)$ <p>ただし、</p> $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.05 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.05S - G_1 > 0$ <p>のときは $G \geq 0.05S - G_1$ とし、 $0.05S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。</p>	$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.1 - \frac{E_0}{S} \right)$ <p>ただし、</p> $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.1 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.1S - E_1 > 0$ <p>のときは $E \geq 0.1S - E_1$ とし、 $0.1S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。</p>

備考 この表において、次の各号に掲げる記号の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) G , G_0 , S , G_1 , E , E_0 および E_1 附則別表第1備考に規定する意義
- (2) n 当該特例特定工場が属する業種の個数
- (3) P_j 当該変更に係る j 業種に属する生産施設の面積
- (4) γ_j j 業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合

（提案理由）

函館地域における産業集積の形成等に関する基本計画の期間が満了するため